

子育てについて



2015年9月18日

ファイナンシャルプランナー CFP 小澤雅子

産休中の手当？

**産休とは、
出産予定日以前6週間～出産日後8週間
・・・98日間のこと**

①出産手当金

**会社の健康保険組合から支給
国民健康保険ではもらえません。**

②出産育児一時金

**健康保険組合から支給
だれでももらえます。**

① 出産手当金はいくら？

1日当たり 標準報酬日額の2/3の金額

**たとえば月給25万円なら
標準報酬日額は約8400円**

出産手当金はその2/3だから

5600円/日（98日で約55万円）

②出産育児一時金は？

子供一人当たり42万円

**産科医療保障制度に無加入の
産婦人科で出産した場合は、
子供一人当たり39万円**

育休中の手当？

**育休とは
産休が終わり子供が1歳の誕生日を迎えるまで**

①育児休業給付金（育児手当）

雇用保険から支給

給付条件：

**育休開始前2年間のうち、
雇用保険期間が12ヶ月以上
勤めていること、**

申請：会社

育休手当はいくら？

産休（生後2か月）が終わり育休開始から

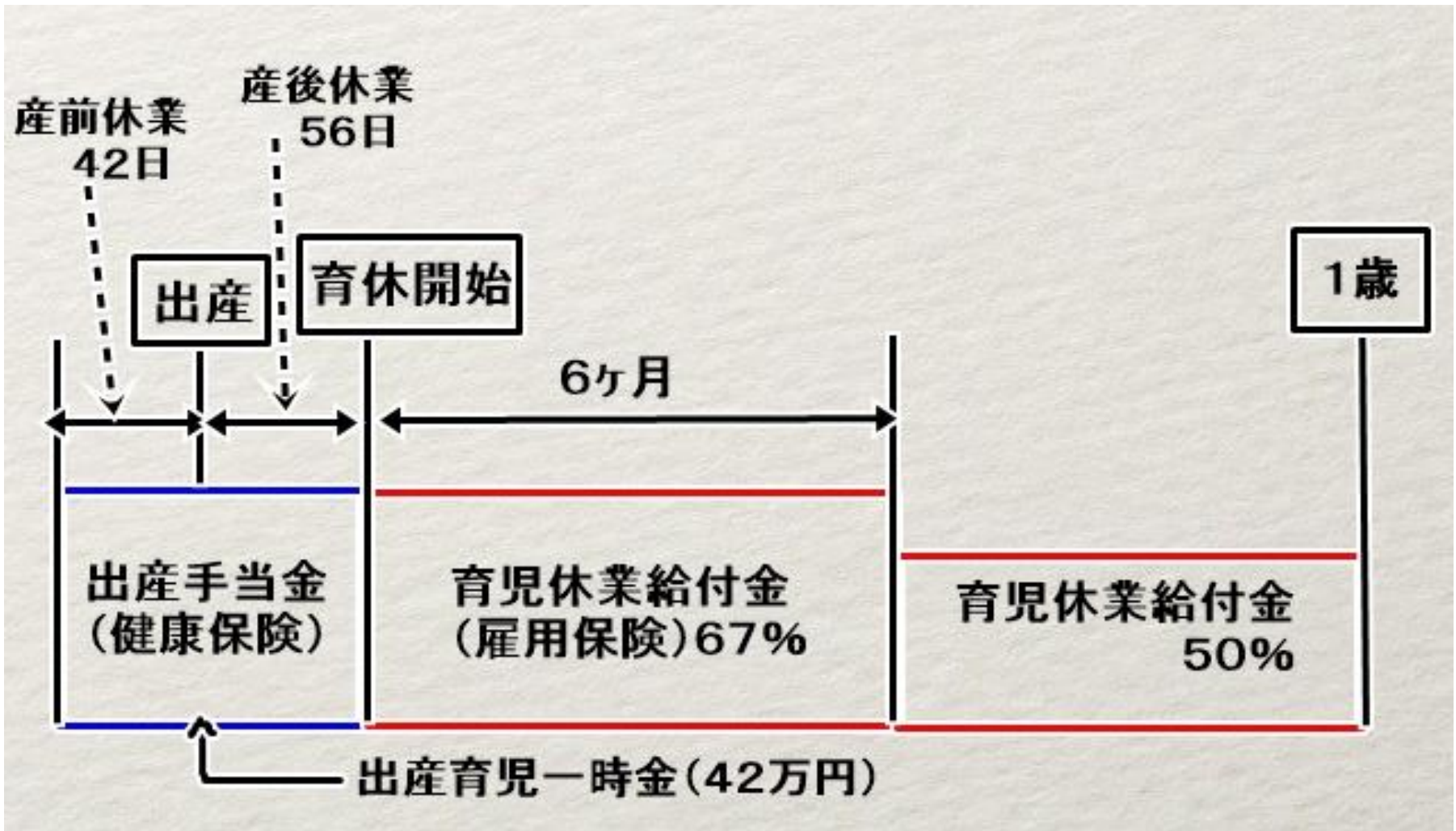
- ① 6か月間は、月給の67%
- ② 7か月目からは、月給の50%

たとえば月給25万円なら、
標準報酬日額は約8400円だから、

3～8か月まで	5600円/日
9～12か月まで	4200円/日

（合計：100万円＋50万円＝150万円）

産休と育休の関係



出産退職すると

- ① 出産育児一時金はもらえます。
- ② 出産手当金はもらえることもあります。
- ③ 育児手当金はもらえません。

◆ 出産手当金がもらえるケース

退職日に出産手当金を受ける条件を満たしていて、退職日に出勤しないこと。

つまり、退職日から42日以内に出産予定日があって、退職日には有給をとり、退職日の翌日には産休に入っていること。